

## 【交付決定通知書の例】

補助金交付決定通知書に記載された内容を必ずお読みください。変更等がある場合は速やかに県へ申請してください。

群馬県指令林振第 30023-000 号

この番号を実績報告書の本文に記載してください

平成 21 年度ぐんまの木で家づくり支援事業補助金交付決定通知書

この日付は補助金交付決定通知書の交付日です。実績報告書を作成する際に実績報告書の本文に記載してください。

住所 〒371-8570  
前橋市大手町一丁目 1 - 1  
氏名 群馬 太郎  
電話番号 027-223-1111

平成 21 年 8 月 8 日付けで申請のあったぐんまの木で家づくり支援事業補助金の交付について、群馬県補助金等に関する規則(昭和 31 年群馬県規則第 68 号)第 5 条およびぐんまの木で家づくり支援事業補助金交付要綱第 5 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり交付します。

平成 21 年 8 月 10 日

事業完了日までに上棟(構造材補助)、竣工(省エネ割増)、内装施工完了(内装材補助)してください

群馬県知事 大澤 正明  
(林業振興課)

印

申請者は事業管理番号で管理されます

- この補助金の交付の対象となる事業は、平成 21 年 8 月 8 日付けで申請があった平成 20 年度ぐんまの木で家づくり支援事業とし、その内容は申請書記載のとおりとします。
- 補助にかかる内容および補助金の額は次のとおりとします。

事業管理番号	0900-000	補助金交付決定額	700,000円
交付区分	構造材補助(A)	事業完了日	平成 21 年 11 月 10 日

- 構造材補助の場合、2 に記載の事業完了日までに上棟し、ぐんま優良木材使用住宅証明書の交付を受けてください。
- 省エネルギー住宅割増補助の場合、2 に記載の事業完了日までに住宅が完成しぐんま優良木材使用住宅証明書の交付を受け、建設住宅性能評価書またはフラット 35 の適合証明書の交付を受けてください。
- 内装材補助の場合、2 に記載の事業完了日までに内装の施工を完了し、ぐんま優良木材使用住宅証明書の交付を受けてください。
- 各補助について、3 から 5 の条件が満たされたら速やかに「ぐんまの木で家づくり支援事業補助金実績報告書(様式第 5 号)」を提出してください。なお、年度内の上の条件が満たされない場合、補助金の交付を受けられないことがあります。
- 以下の内容に変更が生じたときは、速やかに変更交付申請書を提出してください。  
2 に記載の補助金交付決定額が変更になる場合  
構造材補助は上棟日、省エネ割増補助は竣工日、内装材補助は内装施工完了日がそれぞれ 2 に記載の事業完了日を超える場合(ただし最長で年度末まで)  
施工業者が変更になる場合  
その他知事が必要と認める場合
- 本補助金の交付に関する書類は、交付決定の年度から 6 年間保管してください。

### 【注意事項】

- ぐんまの木で家づくり支援事業要綱に違反したり、虚偽の事項を記載するなど補助金の交付に関して不正があった場合は、交付決定の取り消しや、補助金の一部または全部を返還していただく場合があります。
- 本補助金の交付決定は、当該住宅の性能を担保するものではありません。